

タイトル	親王将軍期鎌倉幕府祭祀・祈禱に関する考察
著者	竹ヶ原, 康弘; TAKEGAHARA, Yasuhiro
引用	年報新入文学(11): 148-175
発行日	2014-12-25

親王将軍期鎌倉幕府祭祀・祈禱に関する考察

竹ヶ原 康弘

序

本稿は鎌倉幕府親王将軍期^{〔1〕}に実施された祭祀と、「鎌倉殿」即ち征夷大将軍のそれらの祭祀への関与の仕方についての検討を通じ、鎌倉幕府における征夷大将軍の存在意義について考えようとするものである。

先に、筆者は拙稿「撰家将軍期における鎌倉幕府祭祀の性質に関する考察―日本中世における「祭祀権」の検討―」^{〔2〕}（以下、「拙稿」）において、鎌倉幕府における征夷大将軍の職務を検討するため、撰家将軍期、特に九条頼経期を対象とし、征夷大将軍が関与した祭祀・祈禱の検討を行った。その作業を通じて、源氏将軍とは異なり九条家出身の将軍はあくまで「征夷大将軍職」としての祭祀にのみ携わっていたこと。また、頼朝らを祀る源氏の「祭祀」は頼経の妻であった竹御所が担当した^{〔3〕}。その竹御所の

死後は北条氏が担当した⁴⁾。また、頼経の官歴を整理した結果から、九条家出身の征夷大將軍は鎌倉においてあくまで九条家の人間として扱われていたことも併せて確認した。

先の拙稿における作業で、源氏將軍三代と撰家將軍との差異について指摘することはできた。しかし、九条頼経期は鎌倉幕府全期間の一部に過ぎない。また、同時代の傾向が頼経の息子である頼嗣期を経て、親王將軍四代の時代にまで連続していたのか否かを検討せねば、鎌倉幕府における征夷大將軍の職務について明確にすることはできないという課題が残った。

本稿と同様の問題意識から征夷大將軍の「権力」について考察を行った論文に、青山幹哉氏の「鎌倉幕府將軍権力試論―將軍九条頼経と宗尊親王期を中心として―」がある⁵⁾。氏はその論考の中で当該時期の將軍権力を六種に整理し、それぞれについて検討を加えられた。重複する部分を再整理すれば、①祭祀権、②裁判権、③人事権の三種に再整理が可能であるが、そのそれぞれについて將軍権力と執権権力とが相克関係にあった事を提示された。しかし、①の祭祀権に関しては將軍が祭祀に直接関与した例よりも、北条氏をはじめとした將軍近臣への祭祀権移行が強調され、將軍そのものが有していた祭祀権の検討は等閑視されている傾向が見られる。本稿においては当該時期の親王將軍における①祭祀権を再検討してみたい。また、撰家將軍と対比させる意味で親王將軍の官歴を整理する作業、及び政治史との関連についての整理も行っておきたい。

祭祀・祈禱関連に限らず、親王將軍期の征夷大將軍の意義などに関する先行研究は多くない⁶⁾。特に鎌倉幕府九代目の將軍であった守邦親王を扱った先行研究は見当たらない。その理由として、鎌倉幕府研究の主史料である『吾妻鏡』（以下、『鏡』）が親王將軍の一人目である宗尊親王の追放（文永三

「一二二六」年で擱筆されていることが挙げられよう。また、過去の研究が親王將軍期に発生した対外危機としての元寇、経済政策としての徳政令の研究に比重が置かれていた事も一因として指摘できよう。

現在では、わずかな史料を活用し、鎌倉幕府後期における北条氏の内訌の研究を進めることで、得宗がいわゆる得宗「専制」と言えるほどの独裁を行っていたわけではないという指摘もされ始めている⁽⁷⁾。

しかし、先行研究内で「得宗専制」期と位置づけられ、「傀儡」とされた征夷大將軍への関心は依然高いものではない。得宗や北条氏に関する研究の進展に比して、鎌倉時代における「征夷大將軍」に関する研究は進展しておらず、依然検討の余地があるといえよう。筆者は従来の説である親王將軍は「得宗家の傀儡」であるとの指摘を否定するものではない。しかし、「では、鎌倉幕府が征夷大將軍を置き続けた理由は何か」という疑問に対しては、「得宗家の家格の低さ故に『貴種』の関東の長が必要とされた」という説が依然定着していると言って良いだろう。

現在に至っても前述の説のままである理由として、鎌倉期の「征夷大將軍」の職務に対する理解が依然不十分であることが挙げられるのではなからうか。鎌倉期の「征夷大將軍」の職務はどのような内容であったのか。「征夷大將軍」を執権で代替できなかつたのはなぜか、といった問題について宗教面から考察を行うことが本稿の目的である。

具体的には、鎌倉幕府の「征夷大將軍」が関与した年中行事の検討を通じ、鎌倉期の「征夷大將軍」の職務の性格と、同時代における位置づけについて検討する。以下、章を改めて具体的に作業を進めてゆきたい。

一、親王将軍の官歴、就任・退任⁽⁸⁾

親王将軍の祭祀や祈禱への参加状況から鎌倉幕府における征夷大将軍の意義を検討する作業の前に、親王将軍四名についての基本的情報を整理しておきたい⁽⁹⁾。先にも述べたが、親王将軍期約八十年間を対象期間とした先行研究は北条氏を扱ったものが主であり、親王将軍に焦点を当てた専論は乏しい。本稿は先行研究において整理された親王将軍を巡る政治史に、宗教面からの考察結果を加える試みとなる。従って、予め各将軍の就任期間・官歴と将軍就任・辞任前後の状況について整理しておく必要がある。

別表1に親王将軍四名の将軍在任期間と父母、別表2として親王将軍四名の官歴を整理した⁽¹⁰⁾。親王将軍は宗尊親王・惟康親王の親子と、久明親王・守邦親王の親子との四代八十一年にわたる。これは頼朝が鎌倉を根拠地と定めてから、鎌倉幕府が滅亡するまでの期間の約半分の期間となる。以下、(一)宗尊親王、(二)惟康親王、(三)久明親王・守邦親王に分けて整理したい。

(一) 宗尊親王

親王将軍の初代となる宗尊親王は、幕府自らが即位させた後嵯峨天皇との関係から就任したといえる将軍である。『愚管抄』巻六に「院ノ宮コノ中ニサモ候ヌベカラシヲ、御下向候テ、ソレヲ将軍ニナシマイラセテ持マイラセラレ候へ」⁽¹¹⁾とあるように、摂家将軍は北条政子を中心とした幕府首脳にとつてあくまで代替策で、本来は親王を下向させる事が目的であった。事実、実朝の横死後、幕府は京に使

表1 親王将軍一覧

※守邦親王の退任は鎌倉幕府滅亡による。

名	補任年	退任年	在任期の年齢	父	母
宗尊親王	建長4(1252)年 4月	文永3(1266)年 7月	11～25歳	後嵯峨天皇	平棟子
惟康親王	文永3(1266)年 7月	正応2(1289)年 9月	3～26歳	宗尊親王	近衛幸子
久明親王	正応2(1289)年 10月	延慶元(1308)年 8月	14～33歳	後深草天皇	三条房子
守邦親王	延慶元(1308)年 8月	元弘3(1333)年 5月	8～33歳	久明親王	惟康女

表2 親王将軍官歴一覧

※「将軍執権次第」『北条九代記』より作成

6 宗尊親王 仁治3(1242)生～文永11(1274)没		8 久明親王 建治2(1276)生～嘉暦3(1328)没	
寛元2(1244)年	立親王	正応2(1289)年	立親王、征夷大將軍
建長4(1252)年	三品、征夷大將軍	永仁3(1295)年?	二品
文永2(1265)年	一品、中務卿	永仁5(1297)年	一品、式部卿
文永3(1266)年	征夷大將軍退任	延慶元(1308)年	征夷大將軍退任
7 惟康親王(惟康王・源惟康) 文永元(1264)生～嘉暦元(1326)没		9 守邦親王 正安3(1301)生～元弘3(1333)没	
文永3(1266)年	従四位下、征夷大將軍	延慶元(1308)年	征夷大將軍
文永7(1270)年	源姓を賜る。 従三位、左中將	〃	立親王、三品
文永8(1271)年	尾張權守兼任 (建治2年まで)	文保元(1317)年	二品
文永9(1272)年	従二位	元弘3(1333)年	出家に伴い征夷大將軍退任
建治2(1276)年	讃岐權守兼任		
弘安2(1279)年	正二位		
弘安10(1287)年	中納言、右大將		
〃	右大將辞任		
〃	親王宣下。二品		
正応2(1289)年	征夷大將軍退任。 帰洛後出家		

者を派遣して宮の下向を願っている。しかし「彼宮御下向事、今月一日達天聴、於仙洞有其沙汰。兩所中一所、必可令下向給。但非当时事之由、同四日被仰下」(『鏡』承久元「二二九」年閏二月十二日条)と返事を先延ばしにされた上、最終的には宮の下向を断念した。親王を鎌倉の主に迎えようと考えた理由であるが、これは鎌倉の宗教の核が八幡神であったことに起因するのであろう。

平安末期の故実書である『江家次第』には、年穀の豊穰・天皇の安泰と国家の平安を祈念する祈年穀奉幣の際、石清水八幡宮へは「四位源氏」を奉幣使とする旨の規定がある¹²⁾。春日大社と吉田神社には「藤氏五位」、梅宮大社には「橘氏五位」、北野天満宮には「菅氏五位」と、それぞれの神社に関連深い氏が関わる事が通例となっていた。石清水に「源氏四位」が派遣されるのは、石清水八幡宮は源氏の縁が深いと考えられていた事を示す。

新羅の外寇が続いた貞観十一(八六九)年十二月二十九日に石清水へ奉幣を行った際、「皇大神(波)我朝(乃)大祖(止)御座(天)。食国(乃)天下(乎)護賜(比)助賜(布)」(『日本三代実録』同日条)として、八幡神は皇祖神と位置づけられた。その源氏は元を辿れば皇族である¹³⁾。その源氏の出であつた頼朝が鎌倉に幕府を成立させ、その宗教的中核に鶴岡八幡宮を据えた。実朝の横死後、鎌倉という都市で、政治的・宗教的に安定した組織運営を維持しようと考えた際、先の青山氏の分類を借りれば②裁判権と③人事権などは、執権をはじめとした御家人らによる合議で代替し得よう。しかし、①祭祀権だけは代替が利かず、八幡宮に奉幣を行なうに相応しい存在を求めた結果として親王下向という発想になつたのであろう。

『増鏡』(巻五)¹⁴には、後嵯峨天皇が宗尊親王を「源氏にやなし奉らましなど思すも、なを飽かねば、たゞ御子にて、東の主になしきこえてんと思し」(傍点筆者)て、元服させた後に下向させたとある。「源氏にやなし奉らまし」という臣籍降下を示唆する一文からは、宗尊親王には皇位継承の可能性が無かった事を示している。

それが、幕府の要請によつて征夷大將軍への就任が決定されたことは、後嵯峨天皇周辺にとつては喜ばしい出来事であつたようで、『増鏡』(第五)に見える宗尊親王出立までの様子にも悲壮感は見られない。

「院中の奉公にひとしかるべし。かしこにさぶらふとも、限りあらん官かうぶりなどは、障りあるまじ」とぞ仰られける。何事も、たゞ人がらによると見えたり。きはことによそをしげなり。まことに大やけになり給はずば、これよりまさる事、なに事かあらんと、にぎは、しく花やかさは並ぶかたなし(以下略)。

「大やけになり給はずば、これよりまさる事、なに事かあらん」即ち「即位しないのであれば、征夷大將軍になるのが一番良い」という評価には、同時代において鎌倉幕府・征夷大將軍という地位が京都人から一定の評価をされていたことを示しているよう。もちろん、かつて「イカニ将来ニコノ日本国ニ二分ル事ヲバシヨカンゾ」(『愚管抄』巻六)と、後鳥羽上皇が案じたような将来の東西での皇統分裂の危険性や、あるいは所謂人質同然の扱いを受けるのでは無いかという危惧も後嵯峨天皇にはあつたであろう。そうした後嵯峨天皇の不安を察したのか、幕府は宗尊親王下向後、親王の外出¹⁵や疾病に留意し

続け、体調を崩した際は回復後に使者を送っている¹⁶。征夷大将軍の退任は正室の近衛宰子¹⁷と僧良基の密通事件発覚後の混乱の中で決定されたことであったが、辞任決定直前の『鏡』文永三(一一二六)年六月五日条に、院から中御所の件での諷諫があった旨が記されている。帰洛後、宗尊親王が義絶されたことと併せて考えると、院の影響もあつたのではなからうか。

(二) 惟康親王

表1・2を見ると、宗尊親王の子であり、当初は諸王扱いであつた惟康親王のみ初叙時の位階が低い。他の三名は初叙時に三品以上に叙されている。惟康親王と同様に久明親王の子である二世王の守邦親王は初叙時に親王宣下されたが、これは惟康親王が「諸王↓臣籍降下賜姓源氏↓親王宣下」という経緯をたどり、親王宣下から二年後に「事おこりて」(『増鏡』第十一)として帰洛せざるを得なくなった事に起因するのではなからうか。具体的には、惟康退任前後の後深草・亀山両上皇の皇位継承に関する抗争の影響ではなからうかという事である。

惟康親王の親王宣下は大覚寺統の後宇多天皇期になされた(別表2参照)。先にも書いたように惟康は本来であれば二世王であり、親王宣下は望めない立場である。だが、鎌倉中期から所謂「宮家」が成立しはじめた時期には、諸王が院・女院の猶子となつて親王宣下を受ける例が確認され始める¹⁸。こうした仮の親子関係・家族関係を結ぶ事は、京都であれば人間関係上発生した処置とも見なし得るであろう。しかし、京都と鎌倉というように地理的に距離が離れていた場合(そして、恐らくは面識も無い場合)は、人間関係よりも、政治的な「取り込み」が念頭に置かれるのではなからうか¹⁹。

この時期、惟康は父である宗尊親王(文永十一「一二七四」年没。『北条九代記』を既に失っており、祖父の後嵯峨も宗尊親王に先立って(文永九「一二七二」年没。『北条九代記』死去している。父系の血縁者からの支援がなくなった惟康親王に大覚寺統が接近し、自派へと取り込もうと企図した可能性はあろう。『増鏡』(第十一)は惟康親王の帰洛場面を以下のように記している。

将軍宮こへ流され給とぞきこゆる。めづらしき言の葉なりかし。近くつかまつる男女、いと心細く思なげく。たとへば、御位などのかはる気色に異ならず。さて上らせ給ありさま、いとあやしげなる網代御輿をさかさまに寄せて、乗せたてまつるに、げにいとまがくしきことのみさま也。うちまかせては、宮こへ御上りこそ、いとおもしろくもめでたかるべきわざなれど、かくあやしきはめづらか也。母宮す所も、近衛大殿ときこえし御女也。父みこの、将軍にておはしましし時の御息所也。先にきこえつる禅林寺殿の宮の御方も、おなじ御腹なるべし。文永三年より今年まで廿四年、将軍にて、天下のかためといつかれ給へれば、日の本のつは物を従へてぞおはしましつるに、今日は彼らにくつ返されて、かくいとあさましき御有様にてのぼり給。いといとをしうあはれなり。道すがらもおぼし乱るゝにや、御たゝう紙の音しげうもれきこゆるに、たけき武士も涙落としけり。

(傍点筆者)

「宮こへ流」すという一文からは、惟康親王が幕府、さらに限定すれば得宗家に対して何らかの抵抗行為をしたか、それに類する計画が露見したのであることが推察される。得宗家に敵対する人間を罪

人として扱う図式は、承久の乱後の三上皇配流と重なるためである。

『とはずがたり』にも惟康親王が鎌倉を追われる場面が描写されているが、罪人同様の扱いである事に大差は無い²⁰。幕府が持明院統に接近しようとしていたことは、後深草天皇の子である久明親王を將軍に迎えた事実からも伺える。あるいはこの將軍交代には、皇位継承者争いが激化してゆく中での後深草天皇側からの働きかけがあったのかも知れない。

(三) 久明親王・守邦親王

持明院統と大覚寺統との対立が激化していた時期に、幕府が持明院統の久明親王を選択した事実は持明院統を安堵させ、大覚寺統を失望させたようである²¹。この後、持明院統と大覚寺統の混乱・対立が顕著になっても、大覚寺統からの將軍就任はなかった。これは鎌倉幕府が表面的には両統に配慮していたように見えても、持明院統を支持していた事を示しているよう。この後、後伏見天皇がわずか二年ほどの在位で大覚寺統の後二条天皇に譲位するが、立太子されたのは持明院統の富仁親王であった。

こうした皇位を巡る一連の動きは、大覚寺統による反北条氏の動きが活発になる事を恐れた可能性もあろう。先に惟康親王への「取り込み」の可能性を指摘した。しかし、持明院統からの將軍である久明親王の正室は惟康親王女(名不詳)であり、守邦親王はその惟康親王の娘を母とする。大覚寺統による惟康親王取り込みの可能性の是非は別としても、この婚姻そのものは幕府や得宗周辺の間人が反対勢力を抑えるためにとった融和・緩衝の策であったと考えられよう。

久明親王が將軍として下向した後、父である後深草上皇は正応三(一一九〇)年二月十一日に出家し、

日記に以下のように記して擱筆した²²。

当今踐祚已後未經幾年。万機諮詢之間、纔及四年。嫡孫入龍樓、庶子為柳營。繁昌之運足自□者歟。然而、思今生之榮、弥恐來世之果。忽解太上皇之号、速為尺尊之遺弟。二世之願望成就之條、喜悅銘肝者也。始自正嘉二年、每日記錄不忘。卅三年之間及百余卷。今已棄世事歸仏道。記而有何益。仍正応三年二月十一日以後、停而不可記者也。(傍点筆者)

嫡男である伏見天皇は弘安十(二二八七)年に即位している。「嫡孫龍樓に入り」は前年四月に立太子された胤仁親王(後の後伏見天皇)の事を指し、「庶子柳營為り」はこれも同様に前年十月に將軍に就任した久明親王の事を指している。

皇位は龜山天皇の子である後宇多天皇(後深草)にとつては甥)から、自身の子である伏見天皇に戻つてきており、皇太子を誰にするかは持明院統・大覚寺統間の一つの問題であつた。しかし、伏見の子を立て太子させ、更に皇位繼承に関与する幕府の長も自身の子である久明親王に代わつた事で、後深草天皇には自身の子孫が皇位を独占できるであろうという安堵感が生まれたのであろう。それ故にそれまで三十三年間書き続けた日記の記述も止め、仏道の修行に励む事を決意したと考えられる。

朝廷に皇位繼承を巡る対立が生じていた頃、執権は北条貞時であつた。別表3として、貞時期の皇位・將軍位関係および北条氏内訌関係の事件を整理した。貞時期は執権被官の御内人と御家人の対立の表面化と、それに伴う武力衝突(霜月騒動)や、その御内人の頭であつた内管領平頼綱を貞時自身が誅殺す

表3 貞時期(弘安7[1284]~応長元[1311])の皇位・将軍位推移、及び事件

年月日	事
弘安7 (1284) 4月4日	時宗、死去
弘安8 (1285) 11月17日	霜月騒動、安達泰盛殺害
弘安10 (1287) 10月21日	後宇多 [大] 退位、伏見 [持] 即位
正応2 (1289) 4月25日	胤仁親王(後伏見 [持])、立太子
正応2 (1289) 9月7日	龜山上皇 [大]、出家
正応2 (1289) 9月14日	惟康、征夷大將軍辞任
正応2 (1289) 10月9日	久明 [持]、征夷大將軍就任、親王宣下
正応3 (1290) 2月11日	後深草 [持]、出家
正応3 (1290) 3月9日	浅原為頼、伏見天皇 [持] の暗殺を企図するも失敗
正応6 (1293) 4月22日	平禅門の乱、平頼綱父子殺害
永仁6 (1298) 7月22日	後伏見 [持]、即位
永仁6 (1298) 8月10日	邦治親王(後二条 [大])、立太子
正安3 (1301) 1月21日	後二条 [大]、即位
正安3 (1301) 8月23日	貞時、出家し執権職を北条師時に譲る
正安3 (1301) 8月24日	富仁親王(花園 [持])、立太子
嘉元3 (1305) 4月23日	北条宗方、連署北条時村を殺害
嘉元3 (1305) 5月4日	貞時、時村殺害は誤りとして宗方を誅殺
延慶元 (1308) 8月4日	久明 [持]、征夷大將軍辞任
延慶元 (1308) 8月10日	守邦 [持]、征夷大將軍就任
延慶元 (1308) 8月25日	後二条 [大]、崩御
延慶元 (1308) 8月26日	花園 [持]、即位
応長元 (1311) 10月26日	貞時、死去

※「北条九代記」[増鏡]より作成 [持][大]は系統を示す

る(平禅門の乱)など、幕府中枢に対立と混乱が続いた時期であった。こうした時期に将軍であった久明親王は三十三歳という年齢まで将軍を務め、帰洛した。幕府の滅亡と同時に出家し征夷大將軍を辞任した守邦親王を別として、残る一人である久明親王の退任理由を示す史料は確認できない。成人となり傀儡としておけなくなった為であろうという見解が支

配的であるが、退任時の年齢が三十三歳と宗尊・惟康の両親王より高い。あるいは「征夷大將軍は持明院統の皇族で継承して行く」という、いわば既得権益の確保のための交代でもあったのかも知れない⁽²³⁾。

二、鎌倉幕府年中行事と親王將軍

前章では、鎌倉期の征夷大將軍の存在意義を考察する前提的作業として、親王將軍に関する政治史的な整理を行った。本章では、親王將軍が関与した鎌倉幕府の年中行事について整理したい。

源頼朝が鎌倉に本拠を構え、さらに鶴岡八幡宮を整備して以来、征夷大將軍、いわゆる「鎌倉殿」は鶴岡八幡宮を中心とした年中行事を整備し、自ら祭主として活動していた。撰家將軍期については先の拙稿において⁽²⁴⁾ 検討を行った。その中で、源氏祖先祭祀に関する祭祀は頼経の正室であった竹御所を通じ、後に北条氏が携わっていった事を指摘した。

頼朝の血を引かない撰家將軍が首班であった時期において、將軍の年中行事に対する姿勢はいわゆる「氏としての祭祀」と「將軍職としての祭祀」が重複していた時期とは質的に変化していた。具体的に述べると、「氏としての祭祀」である祖先祭祀に関与しない撰家將軍は、あくまで將軍職として求められる年中行事にのみ関与していた。これは鎌倉幕府において征夷大將軍が祭主としてとり行う祭祀の質的变化と言える。

先に結論を述べるなら、本稿で考察の対象としている親王將軍においても、撰家將軍期と同様、頼朝の「氏としての祭祀」が元となる祭祀に関することは無く、あくまで征夷大將軍として必要な年中行事

に関与していたという点において変化は無い。

さて、親王を将軍に戴くに際し、幕府が諸事に留意していたであろう事については、前章の(一)で触れた。宗尊親王の下向後、年中行事においても親王の扱いに苦慮した様子が『鏡』の記事に見える。それは建長四(一二五二)年四月の鶴岡八幡宮臨時祭の時である。宗尊は同年四月一日に鎌倉に到着して後、征夷大将軍としての職務に携わっていった²⁵⁾。しかし、年中行事の一つである鶴岡八幡宮臨時祭²⁶⁾において参宮しようとした際に、「前々将軍必有御参宮。於向後者、被止其儀。御奉幣者、可被用御使之由治定。是親王行啓不可輒之趣」(『鏡』同年四月十六日条)として、将軍が直接社参するのではなく奉幣使を立てるように変更された。これは親王の行啓に関する先例の蓄積不足に起因した変更であろう。

年中行事の場のみならず、親王の移動に関しては幕府も様々に留意していたようである。正嘉元(一二五七)年に大規模修理が行われた大慈寺の供養に宗尊親王が参列する事になった。その時、頼朝建立の法華堂の前を通る際に、親王を輿から降ろすか否かも議論されたようである(『鏡』正嘉元「一二五七」年十月一日条)。結局宗尊親王は「於右大将家法華堂前、三位中将家被税御駕、供奉人雖令下馬、今度不可有其礼之由、兼日被定之」(『鏡』同日条)と、輿に乗ったまま通過した。「三位中将家」は五代将軍であった頼嗣のことである。頼嗣の極官位は従三位・左中将であるが、二品・右大将であった頼朝の墓所の前を通る際には官位が下であった頼嗣が格下の礼を取ったのであろう。しかし、宗尊親王も当時まだ三品であった。これは「親王」という出自そのものに配慮したものであろう。

また、祈禱ではないが、宗尊親王期以降、鎌倉幕府では蹴鞠・和歌といった文化的活動が活発になった。宗尊親王は歌人として優れており、『文応三百首』・『柳葉和歌集』・『瓊玉和歌集』・『中書王御詠』・

『竹風和歌抄』といった歌集を残した。また『増鏡』にも帰洛中に詠んだ歌が収録されている²⁷。蹴鞠については頼家期・実朝期に活発であったが、摂家将軍の頼経期には散発的な実施に留まっていた²⁸。しかし、宗尊親王期に再度活発になり、特に年始の蹴鞠は「御鞠始」として定着した²⁹。そうした傾向を嫌った北条時頼が宗尊親王に諫言した場面もあった³⁰が、惟康親王以降も御鞠始の実施例が確認できる。宗尊親王の下向以降しばらくの間は鎌倉の武士達も故実に暗く失敗もしたようであるが³¹、久明親王期にも「今日、御鞠始也。見物了」(『親玄僧正日記』³² 永仁元「二一九二年二月六日条」)、参向殿中。御鞠始云々(同、永仁二「二一九四年一月十六日条」と御鞠始が営まれ、親王将軍家の年中行事として定着したようである。

以下、(一)鶴岡八幡宮放生会と、(二)二所詣の二つの年中行事について、親王将軍の関与を見てゆきたい。この二つの祭祀を特に扱う理由としては、まず、この両祭が鎌倉幕府年中行事の中でも特に重んじられていたと考えられるからである。事実、『鏡』においてこの両祭は将軍の参加・不参加の状況や理由が他の祭祀と比して詳細に記録される傾向にある。また、詳細は後に述べるが、この両祭において将軍に扈從した武士たちの選出は、将軍が関与した結果であったことを示唆する記事が『鏡』に散見される。以上の理由から、両祭に関する記事を通して将軍の祭祀の場における影響力について検討を行いたい。

(一) 放生会

鶴岡八幡宮を中心とした年中行事、特に鶴岡八幡宮放生会においてはしばしば征夷大將軍の意思が重視されていた。もちろん祭礼そのもの、例えば式日や祭祀の内容について將軍の意思が反映された訳ではなく、鶴岡八幡宮放生会に供奉する人間を選ぶ場面において、將軍の意向が反映された場面が確認される。

放生会供奉人の散状作成及び回覧に関する記事は頼嗣將軍期から散見される。將軍が代わっても同様に供奉人の散状を回覧させており、宗尊親王が放生会供奉人の散状を確認していた記事は下向の翌年から見える(『鏡』建長五「一二五三」年七月十七日条)。しかし、この時期から選出されても不参を申し出る例が見え始める。理由も「灸治」「軽服」(『鏡』同日条)と体調に関するものである。他にも「鹿食」(『鏡』康元元年七月二十九日条)などの理由も見え、総じて「神事に相応しくない」という理由で辞退を申し入れていた。こうした事態が生じた理由としては、宝治元(一二四七年)の宝治合戦及び建長四(一二五二年)の將軍交代といった幕府内部の混乱の影響が挙げられよう。しかし、宗尊親王はそうした御家人間の対立はどうあれ、征夷大將軍が祭主として関与する年中行事の威儀を整えようとしていたことが『鏡』から確認できる。具体的には『鏡』文応元(一二六〇)年七月六日条には昨年(放生会不参の人物について北条実時・時宗に尋問し、更に同年の放生会供奉人交名を宗尊親王自ら確認をしている)『鏡』同年七月八日条)。また、放生会の隨兵の増加を命じたこと(『鏡』弘長三「一二六三」年七月二十七日条)などが挙げられよう。

『鏡』正嘉元(一二五九)年十二月十八日条には、放生会と同様に重視されていた二所詣の供奉人一覧を宗尊親王に進めたところ「悉可加催促」とし、一覧に記名された全員の供奉を命じている。宗尊親王

のこうした命令は『鏡』に「今度儀似被始例」と記されている。宗尊親王が供奉人候補の一覧を確認した上で出席を命じるという手続を経ることで、御家人の祭礼欠席を防ごうとしたのであろう。結果を述べれば、こうした宗尊親王、あるいは執権周辺の人間たちの思惑に反し、供奉人の辞退は減少しなかったが³³、宗尊親王が祭祀の場の整備に対し一定の権限を持ち、それを行使していたとは言えよう。

このような状況の中、正元二(一二六〇)年には当時の執権北条長時は、宗尊親王に供奉する人員の意向を確認する形式をとるように変更した(『鏡』正元二「一二六〇」年六月十六日条)。これは、將軍の命令として諸役供奉への忌避感を減衰させようという意図があつたのであろう。

放生会の内容に関しては、八月十五日の例祭・八月十六日馬場の儀という日程に変化は無く、病氣や妻室の妊娠・出産などの特別な事情が無い限り將軍が臨席するという形にも変化は無かつた。例祭に参加できない場合は奉幣使を立て、「鎌倉殿」としての職責は遂行していた。

(二) 二所詣

將軍が関与する主な年中行事として、鶴岡八幡宮関係の祭祀の他には「二所詣」が挙げられる。二所詣とは、伊豆・箱根の二所に加えて三嶋社へ將軍自らが参詣して奉幣する儀礼である。表4にも見える通り、二所詣は頼朝期から実施されていた。また、二所詣の初見である『鏡』文治四年(一一八八)年一月二十日条内において「令参詣伊豆箱根三嶋社」と見え、『鏡』本文中では「二所」と記述しつつも、実際には三所を巡る事が通例であつた³⁴。また、將軍が直接奉幣を行うか否かに関わらず一ヶ月ほど前から精進潔斎をするのが常であつた。二所詣は五日程度の日程であるためか、將軍が幼少のうちには代

表4 摂家将軍期以降の主な鎌倉幕府年中祭祀

祭祀名	式日	開始年
歳首	年内最初の鶴岡宮参拝	養和元(1181)年
心経会	1月8日	文治2(1186)年
二所詣	1~2月中	文治4(1188)年
鶴岡臨時祭・神楽	2月上卯	建久3(1192)年
鶴岡臨時祭・法会	3月3日	文治5(1189)年
鶴岡臨時祭	4月3日	文治4(1188)年
三嶋祭	4月中酉日	治承4(1180)年
鶴岡臨時祭	5月5日	建仁2(1202)年
鶴岡臨時祭	6月20日	文治5(1189)年
鶴岡放生会	8月15日~16日	文治3(1187)年
鶴岡臨時祭	9月9日	文治5(1189)年
鶴岡臨時祭・神楽	11月上卯	建久4(1193)年
鶴岡大仁王会	時期不定	承久3(1221)年

※三嶋祭は頼朝挙兵以前から実施されていたが、幕府成立後は幕府が関わる。

の成長を待っていたといえる。よって、幕府は摂家将軍・親王将軍をある程度の年齢まで将軍職に据えておかねばならなかったであろう。しかし、それはまた、執権・得宗にとって脅威となり得る「成人としての将軍」になることと裏腹の関係にあった。宗尊親王も長じてからは二所詣に直接参詣しており、将軍就任期間も末期になると、伊豆・箱根で和歌を詠むなど、鎌倉幕府における年中行事の中で、自身

理の奉幣使を立てていた。摂家将軍の頼経も十一歳になった安貞二(一二二八)年までは、直接の社参は計画されず、奉幣使を立てた。宗尊親王も同様であり、正嘉二(一二五八)年までは奉幣使を立てていた。この時十七歳であるが、二所詣の旅程に耐えられない幼少の将軍は、本来、幕府にとつては不本意であったのかもしれない。源氏将軍以降の将軍について「北条氏は幼少の将軍を擁し、年長ずれば廃する」という見方が存在するが⁽³⁵⁾、これについては龍肅氏が、将軍と御家人との人間関係が密になるのを恐れて一定の期間で廃したと指摘された⁽³⁶⁾。氏の考察に祭祀面からの視点は無い。二所詣を見る限り、「鎌倉殿」としての職務を実施し得る年齢に達するまで幕府(執権)は将軍

の趣味を反映する様になっていた。文永元年に成立した宗尊親王の家集『瓊玉和歌集』⁽³⁷⁾ 第九雜歌上には二所詣に際して詠んだ「たのむぞといふもかしこし伊豆の海深き心はくみて知るらむ」という和歌が収められている。二所詣に際し、宗尊親王が関東の平穩を願った心を詠んだものと言えよう。雜歌には他にも「有りて身のかひやなからむ国の為民のためにと思ひなさずば」と、国や民に対して配慮をしないようでは自己の存在意義は無いと詠んだ歌が収められている。宗尊親王がこの和歌を詠むに際しては「鎌倉殿としての責任を負う自己」が恐らく意識されていたであろう。

惟康期以降では、史料の制限もあつて実施例の確認が困難となるが、久明親王が徳治元(一二〇六)年四月二十五日に奉幣使を派遣した記事が『北条九代記』⁽³⁸⁾にて確認できる。同史料は通常的なことではなく特筆すべき事象を採録する傾向にある。とすると、通常的に久明親王は在任中に二所詣を(将軍が直接奉幣したか否かは別として)毎年実施し、「特に奉幣使を立てた」同年のみ特別のことであつたため記事が書き残されたのであろうと推測しておきたい⁽³⁹⁾。

結

本稿の結論を述べる前に、親王将軍期に実施された鎌倉幕府の祈禱と征夷大將軍との関係を整理しておきたい。

鎌倉幕府の祈禱の実施例は頼朝期から散見されるが、本格化するののは実朝期の承元(一二〇七)一(一二一〇)年間に陰陽師が鎌倉へ下向して以降のことである⁽⁴⁰⁾。摂家將軍の九条頼経は自ら陰陽師に下

間を行ったり、陰陽道祭の場に臨席したりする場面が確認できる⁴¹⁾。宗尊親王も鎌倉下向後、早い時期から「天変」に関心を持っていた事がうかがえる。例を挙げると、建長六(一二五四)年三月に金星と木星の二星合が観測された(『鏡』同日条)。この天変に関する祈禱を実施するよう政所に命じている(『鏡』同年三月二十九日条)。長じてからも彗星について陰陽師に下問した記事が見えており⁴²⁾、宗尊親王の秩序維持者としての意識がうかがえる。

前章で触れた、宗尊親王が年中行事の場を整えようとして供奉人の管理に努めたことと合わせ考えると、宗尊親王に「鎌倉殿」としての自覚、換言すると「祭祀・祈禱を通じての秩序維持者」としての自覚があり、そのように自発的に振舞っていたと考えるべきであろう。

宗尊親王末期はクビライが使者を日本に派遣し始めており、既に外敵の危機が迫っていた状態であった。宗尊親王期以降は必然的に異国降伏祈禱の記事が増加するが、外寇のみならず天変に関する等閑視されずに祈禱が営まれていたことが『鏡』、また、『鏡』の摺筆後は『親玄僧正日記』にて確認できる。鎌倉幕府による秩序維持のための祈禱が継続していたことは、惟康親王以降の「征夷大將軍」の性格を考える上で留意されるべきであろう。

ここまで第一章では政治史の整理を行い、第二章では鎌倉幕府における宗教行為と親王將軍の関与について整理してきた。

親王將軍期における鎌倉幕府の宗教行為の性質は摂家將軍期と大差無く、「將軍職」としての祭祀のみに関与し、源氏將軍の氏祭祀は北条氏が主に関与していた。しかし、鶴岡八幡宮の祭主としての征夷大將軍Ⅱ鎌倉殿という職務は摂家將軍期、さらにいえば源氏將軍期から変化する事なく、鎌倉幕府滅亡

まで継続されていたと考えられる。こうした征夷大將軍の姿を「祭祀王」とすることに異論はない。鎌倉幕府における「祭祀」「祈禱」に対する意義は決して軽い物では無い。幕府が営んだ年中行事や祈禱は関東の長久・国家の安寧を祈願するための行為であり、また、將軍の命に従って儀礼に参加する事で、御家人が將軍との関係を再認識する場でもあった。

史料の限界は勿論あるが、その要件を除いても「親王將軍期における征夷大將軍の職務は、自らは祭主として、また、御家人を祭祀に供奉させて、関東、更には国家の安寧を祈願した事」と考えられよう。

以上、昨今の鎌倉期の朝幕関係・政治史の整理を踏まえつつ、親王將軍の祭祀権について検討を行ってきた。先の拙稿において検討した撰家將軍期の傾向から宗教面からの変化は確認できなかった。しかし、親王將軍たちが祭主として扈從の武士の祭祀参加を命じていたこと、年中行事の場に可能な限り参加していたことなど一定の役割を担っていたことから、「単なる傀儡」ではなく「鎌倉殿」として一定の権限を発揮していたと考えられよう。また、同時代の持明院統・大覚寺統の対立の中で幕府の取り込みと自統による征夷大將軍位の確保が謀られていた可能性を提示してみた。親王將軍の位置づけを検討する作業は、鎌倉幕府後期の政治史を考察して行く上で不可避の作業であろうし、また鎌倉幕府そのものの検討を進めてゆく上でも必要であろう。

(たけがはら やすひろ・平成十七年度文学研究科博士課程単位取得退学)

〔註〕

(1) 「宮將軍」「皇族將軍」の呼称も使用されるが、本稿では文中で「親王」と呼称してゆくことをふまえて、混乱を避けるために「親王將軍」で統一する。

(2) 『年報新入文学』第十号(二〇一三年、北海学園大学大学院文学研究科)所収。

(3) 前出、拙稿(2)。2の(二)参照。

(4) 実朝期は実朝が頼朝の法華堂に参拝していた。実朝の死後は、泰時期から北条氏の人間による頼朝法華堂参拝の例が確認できる(『鏡』天福元「二二二三年一月十三日条」。なお、一月十三日は頼朝の忌日である。時頼期には月命日の参拝例も確認できる(『鏡』寛元四「二二四六年十月十三日条、宝治元「二二四七年九月十三日条、等)。

(5) 青山幹哉「鎌倉幕府將軍権力試論―將軍九条頼経と宗尊親王期を中心として―」(『年報 中世史研究』八、一九八三年)。後、大石直正・柳原敏昭編『展望日本歴史9 中世社会の成立』(二〇〇一年、東京堂出版)に収録。

(6) 宗尊親王については、菊池威雄「鎌倉六代將軍宗尊親王―歌人將軍の栄光と挫折―」(二〇一三年、新典社)が存在する。同書は歌人としての宗尊親王を主に論じているが、前半で將軍在任期について整理されている。また、中川博夫・小川剛生「宗尊親王年譜」(『言語文化研究』一号「一九九四年、徳島大学総合科学部」所収)には各種史料に見える宗尊親王の動向が年譜として整理されている。小川剛生氏は「武士はなぜ歌を詠むか」(二〇〇八年、角川学芸出版)においても宗尊親王を扱う中(第一章歌人將軍の統治の夢―宗尊親王と鎌倉歌壇)で『続古今和歌集』と宗尊親王との関係について触れている。

惟康親王以降の將軍についての所謂専論は見当たらず、『鎌倉將軍執権列伝』(一九七四年、秋田書店)に各人の節が設けられているのが目立つ程度である。また、鎌倉全期を通じての密教修法と征夷大將軍・幕府との関わりを整理したものととして『鎌倉密教―將軍護持の寺と僧―』(二〇一二年、神奈川県立金沢文庫)の「総論」を挙げておく。

(7) 秋山哲雄『敗者の日本史 鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』(二〇一三年、吉川弘文館)「IV 敗者、北条氏」で、秋山氏は北条氏の内訌と得宗権力の後退を整理した後に「もはや得宗の意志が幕府政治に反映されないのは明らかであった」「得宗個人の独断が認められる余地は決して多くなかった」(いずれも一六七頁)と結論づけている。元弘の変後、幕府は得宗が御家人を掌握しつつ京都に対向する力を失い滅亡した事を考えれば看過しがたい指摘である。

う。

また、細川重男『北条氏と鎌倉幕府』（二〇一一年、講談社）は、義時・時頼・時宗達は、決して磐石の体制で執権職に就任した訳ではない事を論じている。

- (8) ここでは「征夷大將軍」退任」とするのは、宗尊親王をはじめとした親王將軍が帰京に至った理由が不明瞭であり、彼らが「征夷大將軍を退いた」という事実以外は断定できないからである。特に、宗尊親王の退任については「北条氏に対して謀反を企てた」とされることがあるが、『鏡』をはじめとした同時代史料にそうした事実を明記したものはない。「將軍の謀反」と明記するものは、管見の限り江戸期の『鎌倉北条九代記』の巻十「將軍家御反逆（附）松殿僧正逐電」（『日本歴史文庫 鎌倉北条九代記下／承久記』。大正二（一九一三）年、集文館）にある「北条時宗を討つて、將軍家思召す儘に天下を領じ給はんと謀を廻し給ふ」の一文まで時代は下る。宗尊親王の正妻である近衛宰子の弟であり、また、左大臣という立場から宗尊親王帰京に関して情報を得やすかったと思われる近衛基平の日記『深心院閑白記』（大日本古記録）にも、宗尊親王の帰京理由を示唆する記事は確認できない。むしろ「上洛不知何故」（文永三（一二六六）年七月二十日条）や「自関東使者上洛云々、未入洛中、巷説甚多云々」（同年十月二十八日条）と情報の不足や混乱に困惑していた様子が確認できるのみである。
- (9) 安田元久編『鎌倉將軍執権列伝』（一九七四年、秋田書店）は、宗尊以下四名の將軍それぞれに節を設けてその生涯について説明している。守邦親王を扱った専論は管見の限りこの一件だけである（担当…結城陸郎）。
- (10) 『將軍執権次第』（『群書類従』補任部）、『北条九代記』（『続群書類従』雑部）・『増鏡』（日本古典文学大系本）・『鏡』を使用した。

(11) 『愚管抄』は日本古典文学大系本を使用した。

(12) 増訂故実叢書（一九二九年、吉川弘文館）本を使用。

(13) 八幡神が「皇室一族の祖神」という指摘は、中世における久我氏の位置づけを目的とした作業である、岡野友彦『中世久我家と久我家領荘園』（二〇〇二年、続群書類従完成会）三十六〜四十二頁の考察も参照されたい。

(14) 『増鏡』は日本古典文学大系本（一九六五年、岩波書店）を用いた。

(15) 『鏡』建長四（一二五二）年四月十六日条。頼嗣の帰洛と宗尊親王の下向の日程が重なった三月三日・四月三日

を式日とする鶴岡八幡宮臨時祭が延期された。そのため臨時祭は四月十六日に実施された。宗尊親王を臨席させようとした際、「是親王行啓不可輒之趣」として奉幣使が立てられている。後、親王の行啓に関する経験が蓄積されたのか、放生会・二三所詣共に宗尊親王が直接関わるようになって行く。

(16) 『鏡』建長四(一二五二)年九月二日条。

(17) なお、近衛幸子は北条時頼の猶子(『鏡』文応元[一二三〇]年二月五日条)である。

(18) 今谷明「中世の親王家と宮家の創設」(『歴史読本』二〇〇六年十一月発売号所収。二〇〇六年、新人物往来社〔現在はKADOKAWA発行〕)

(19) 惟康親王の父、宗尊親王は帰洛前年の文永二(一二六五)年九月十七日付けで中務卿に任じられ、一品に叙されたが、幕府側の史料である『鏡』にその記事が見えない。時代が下つてからの編纂物である『北条九代記』には叙任の記事が見える。三品から越階し、更に欠官のままでもかまわない名譽職的な中務卿に任ぜられたことは、当時の天皇、龜山天皇による宗尊親王、更には幕府「取り込み」の可能性も考えられよう。『鏡』に記事がないのは、その経緯の叙述を忌避した故ではなからうか。なお、中務卿への就任自体は『徒然草』第一七七段に「鎌倉中書王」と見えることから、ほぼ確実と考えるべきであろう。

(20) 『とはすがたり』巻四。以下該当部分を抄出する。なお、テキストは新古典文学大系本(一九九四年、岩波書店)に拠った。

さるほどに、いくほどの日数も隔たらぬに、「鎌倉に事出で来べし」とき、やく。「たが上ならむ」と言ふほどに、「將軍、都へ上り給べし」と言ふほどこそあれ、「たゞ今御所を出で給」と言ふを見れば、いとあやしげなる張り興を、対の屋のつまへ寄す。丹後の二郎判官といひしやらん、奉行して渡したてまつる所へ、相模守の使ひとて、平二郎左衛門出で来たり。その後、先例なりとて、「御興、さかさまに寄すべし」と言ふ。又、こゝにはいまだ御興だに召さぬ先に、寢殿には、小舎人(と)いふ者の卑しげなるが、藁沓履きながら上へ昇りて、御簾引き落としなどするも、いと目も当てられず。

さるほどに、御興出でさせ給ぬれば、面く女房たちは、興などいふ事もなく、物をうち被くまでもなく、「御所はいづくへ入らせおはしましめるぞ」など言ひて、泣くく出づるもあり。大名など、心寄せあると見ゆるは、

若党など具せさせて、暮れゆくほどに、送りたてまつるにやと見ゆるもあり。思く心く(に)別(れ)行ありさまは、言はん方なし。

佐介の谷といふ所へまづをはしまして、五日ばかりにて京へ御上りなれば、御出でのありさまも見まいらせたくて、その御あたり近き所に、押手の聖天と申霊仏をはしますへ参りて、聞きまいらすれば、「御立ち、丑の時と時を取られたる」とて、すでに立たせおはします折節、宵より降る雨、ことさらそのほどとなりてはをびたしく、風吹き添へて、物など渡るにやとおぼゆるさまなるに、時違へじとて、出だしまいらするに、御輿を筵といふ物にて包みたり。あさましく、目も当てられぬ御やうなり。御輿寄せて、召しぬとおぼゆれども、何かとて、又庭に兒き据へまいらせて、ほど経れば、御鼻かみ給。いと忍びたる物から、度く聞こゆるにぞ、御袖の涙も推し量られ侍し。(以下略)

(21) 林葉子「久明親王將軍関東下向と甲斐源氏浅原為頼宮中乱入事件」(『政治経済史学』三〇〇号所収。一九九一年、政治経済史学会日吉史塾編)において、同時期の京都・関東の状況が整理されている。合わせて参照されたい。

(22) 増補史料大成一『歴代宸記』所収(一九六五年、臨川書店)

(23) 『將軍執権次第』(『群書類従』雑部)の末尾には將軍成良親王・執事足利直義という記入が見られる。単純に補任の結果を記しただけであるが、持明院統が掌握していた征夷大將軍位と鎌倉支配権が大覚寺統に移った事をも示している。

(24) 拙稿、注(2)論文。

(25) 同年四月十四日に鶴岡八幡宮社参を終え、後、政所始・弓始と幕府の年中行事に参加している(『鏡』)。

(26) 『鏡』建長四(一二五二)年四月十六日条。この年は三月三日と四月三日の臨時祭が延期となった。理由は「三月者前將軍三位中將家依御軽服延引。四月者當將軍御下向為近々之間被閣之」となっている。

(27) 宗尊親王の歌人としての活動については、前出書注(6)に詳しい。

(28) 頼経の幼少期には手鞠が好まれたようであるが(『鏡』貞応二「一二三三」年四月二十三日条。頼経六歳、寛喜元「一二三九」年十月二十六日条)。

しかし、頼経期の『鏡』に鞠会の記事が現れるのは数回であり、頼家・実朝期や宗尊親王期と比べても少ない。頼

経自身が蹴鞠に興味が無かったのか、同時期の鎌倉で蹴鞠が好まれていなかったのかは検討を要しようが、『徒然草』一七七段にみられるような蹴鞠の故実に対する無知さから考えれば、個人的要因よりは鎌倉という場の地域的要因と考えるべきであろうか。

(29) 宗尊親王期は『鏡』建長四(一二五二)年四月十七日条が初見となる。年始ではないが、宗尊親王は鎌倉下向後に碗飯・鶴岡八幡宮臨時祭と年初に実施すべき行事に参加しており、御鞠始もそのうちのひとつと位置づけられよう。

(30) 『鏡』建長六(一二五四)年閏五月一日条。

(31) 『徒然草』第一七七段に蹴鞠の故実を知らなかった為に生じた失敗例が収録されている(新古典文学大系本より)。

鎌倉の中書王にて御鞠ありけるに、雨降りてのち、いまだ庭の乾かざりければ、「いかゞせむ」と沙汰ありけるに、佐々木の隠岐の入道、鋸の屑を車に積みて、多くたてまつりたりければ、一庭に敷かれて、泥土の煩ひなかりけり。「取り留めけん用意、有がたし」と、人感じあへりけり。

此ことをある者の語り出でたりしに、吉田中納言の、「乾き砂子の用意やはなかりける」との給たりし、恥づかりき。いみじと思ひける鋸の屑、いやしく、異様のことなり。庭の儀を奉行する人、乾き砂子を設くるは、故実なりとぞ。

本段からは「当座をしのげれば良い」という鎌倉武士の気質の発露と、「人感じ合へりけり」という周囲の反応から、彼ら(恐らく、宗尊親王も)は故実に明るくなかった姿が確認できる。なお、蹴鞠のための「鞠の壺」は宗尊親王の私的空間と化していったようで、鞠の壺で舞楽の奉仕をさせた例も確認できる(『鏡』文永二「一二六五」年三月四日条)。

(32) 『親玄僧正日記』(『醍醐寺日記』)とも。『史料綜覧』ではこちらの名前で記事が再録されている)はダイゴの会によつて翻刻された物を用いた(中世内乱史研究会編『内乱史研究』十四号〜十六号「一九九三〜一九九五年」所収)。

(33) 祭祀の場ではないが、『鏡』弘長三(一二六三)年には將軍上洛(実現せず)の供奉人交名を自ら定めた。こうした例より、宗尊親王の「鎌倉殿」としての自覚を窺うこともできよう。

(34) 二所詣については、岡田清一『鎌倉幕府と東国』(二〇〇六年、続群書類従完成会) 第一編第三章「鎌倉幕府と二所詣」として、頼朝期からの鎌倉幕府全時代の二所詣を概観した論考がある。参照されたい。

(35) 早い例としては、黒板勝美『国史の研究』(一九一八年、文会堂書店)に「少しく長ずるに及んでは、之を廢して年少の將軍を擁立するのが、北條氏にとつて最も都合よき政略であつた」(三百八十五頁。原文ママ)という一文がある。

(36) 龍肅『鎌倉時代(上)』(一九五七年、春秋社) 七十六〜七十七頁。

(37) 『群書類従』和歌部。

(38) 『続群書類従』雑部。

(39) 放生会は『鏡』の記事が残っている年のほぼ全てに記事が見える。しかし『吾妻鏡』の記事収録期間内で、『北条九代記』で放生会について記載があるのは放生会が開始された文治三(一一八七)年、馬場の儀が翌日に移された建久元(一一九〇)年、そして宗尊親王が赤痢で欠席せざるを得なくなった文応元(一二六〇)年のみである。

(40) 木村進「鎌倉時代の陰陽道の一考察」(村山修一他編『陰陽道叢書2 中世』(一九九三、名著出版)収録)では、陰陽道関連記事の『鏡』に占める割合を算出しているが、承元四(一二一〇)年以降に増加することが指摘されている。ただし、鎌倉においては陰陽師同士の意見対立も多く、最終的に京都の陰陽師に判断を仰ぐ場面もあった。意見対立の詳細については、拙稿「鎌倉幕府における占について」(『史流』第四十一号「二〇〇四年、北海道教育大学史学会」所収)を参照されたい。

(41) 拙稿、注(2)論文。2の(三)参照。

(42) 『鏡』文永二(一二六五)年十二月十六日条。この彗星はこの後数日間観測され続け、翌年一月十二日に彗星の変に対して祈禱が実施された(『鏡』)。

〈付記〉

成稿後、下村周太郎「鎌倉幕府の歴史意識・自己認識と政治社会動向」〔歴史学研究〕第九二四号「二〇一四年、歴史学研究会編」所収）の論考に接した。「先例」が重視された日本中世において、鎌倉幕府が自己の正当性を主張するために「先例」をどのように尊重・採用していったかが考察されている。また、征夷大將軍の出自が摂関家・皇族と代わる中で、幕府において京都の「先例」も参考にされたという指摘もされている。本稿と直接関わる内容ではないが、付記しておきたい。